

勾当台エリアビジョン策定検討懇話会設置要綱

(令和2年4月21日 市長決裁)

(設置)

第1条 勾当台エリアの新たな方向性を示す勾当台エリアビジョン(以下「ビジョン」という。)の策定について、有識者等の意見を踏まえた検討を行うため、勾当台エリアビジョン策定検討懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 勾当台エリアの目指す方向性、機能等当該エリアのあり方に関すること
- (2) その他ビジョンの策定に関して必要な事項に関すること

(組織)

第3条 懇話会は、委員5人以内をもって構成する。

- 2 懇話会の委員は、学識経験者、関係機関その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から懇話会の解散の日までとする。

(座長及び座長代理)

第4条 懇話会に、座長及び座長代理を置く。

- 2 座長は、委員の互選によって定め、座長代理は、座長の指名する者をもって充てる。
- 3 座長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- 4 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 座長は、懇話会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 懇話会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(解散)

第6条 懇話会は、その任務を終了したときに解散するものとする。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、まちづくり政策局政策企画部政策調整課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が懇話会に諮って定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和2年5月1日から実施する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、懇話会の解散の日限り、その効力を失う。